

平成30年度 第1回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

平成30年7月19日
東京都福祉保健局

(午後2時02分 開会)

○環境保健衛生課動物管理担当 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第1回東京都動物由来感染症検討会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、環境保健衛生課動物管理担当の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、動物愛護管理専門課長の田島から、皆様にご挨拶申し上げます。

○動物愛護管理専門課長 東京都福祉保健局健康安全部動物愛護管理専門課長、田島でございます。本日は、御多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

平成30年度第1回動物由来感染症検討会開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年度は、国内初となる犬から人へのSFTS感染事例が確認されまして、大きな話題となったところです。皆様ご存じのとおり、動物由来感染症対策につきましては、発生を未然に防止するための都民への啓発及び実際に健康被害が発生した際の迅速な対応が、何より重要となってまいります。

本会議は、動物由来感染症調査、研究事業の進め方、動物由来感染症調査の結果の活用等につきまして、ご討議いただくために設置されております。今回は、平成29年度調査の最終報告及び今年度の調査計画につきまして、皆様のご討議をお願いいたします。

皆様から頂戴しました貴重なご意見、ご提言をもとに、より効果的な調査等を実施することによりまして、今後の都の動物由来感染症対策を充実していきたいと存じます。本日は、よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お配りしている資料の次第の次に検討会の名簿がございますので、御覧ください。

国立感染症研究所獣医科学部第一室長、今岡委員です。

健康安全研究センター微生物部部長、貞升委員です。

○貞升委員 貞升です。よろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物管理担当 公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院副院長、大西委員です。

○大西委員 大西でございます。よろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物管理担当 公益社団法人東京都獣医師会危機管理室感染症対策セクション長、佐藤委員です。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物管理担当 西多摩保健所保健対策課長、源委員です。

○源委員 源です。よろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物管理担当 委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をいたします。出席者のみ紹介させていただきます。

村田健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員です。

- 健康安全研究センター微生物部主任研究員 村田です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 神門健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部研究員 神門です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 木村環境保健衛生課長です。
- 環境保健衛生課長 木村でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 田島動物愛護管理専門課長です。
- 動物愛護管理専門課長 よろしく申し上げます。
- 環境保健衛生課動物管理担当 金谷動物愛護相談センター所長です。
- 動物愛護相談センター所長 金谷です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 永渕動物愛護相談センター多摩支所長です。
- 動物愛護相談センター多摩支所長 永渕です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 石本動物愛護相談センター統括課長代理（業務担当）です。
- 動物愛護相談センター業務担当 石本です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 小澤動物愛護相談センター多摩支所統括課長代理（監視第一区担当）です。
- 動物愛護センター多摩支所監視第一区担当 小澤です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 原動物愛護相談センター城南島出張所長です。
- 動物愛護相談センター城南島出張所長 原です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物管理担当 それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

1枚目の議事次第の次に、資料一覧がございます。それから、席次表、委員名簿、資料が1から8、参考資料が1から4となっております。資料につきましては、通し番号でページが1ページから54ページまで振ってございます。

なお、事前に資料を送付しておりますけれども、内容を精査しており、訂正している箇所がございますので、本日用意いたしました資料を御覧くださいよう、お願いいたします。また、ファイリングされているものにつきましては、過去の検討会の資料になりますので、ご参考にしてください。

それでは、以下の議事進行につきましては、貞升座長をお願いいたします。

- 貞升座長 座長を仰せつかっております、健康安全研究センターの貞升でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について、再度事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 環境保健衛生課課長代理（動物愛護推進担当）の高

田でございます。

本検討会は、原則として公開となります。また、資料及び議事録でございますが、こちらについても原則公開することとなっております。あらかじめ、ご承知おきいただきたいと存じます。

この会議については、ホームページにて会議の案内を告知させていただいております。なお、本日は傍聴される方はいらっしゃいません。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。本日の議題1、平成29年度動物由来感染症調査実施結果について、(1)から(3)までの事項について事務局からの報告を受け、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

では、事務局から、調査結果についてご説明をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、私から資料に沿って説明させていただきます。座ったままで失礼させていただきます。

平成29年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査結果については、資料の3ページから10ページに取りまとめております。本結果につきましては、昨年度の第2回検討会において、既に説明しております。改めて説明させていただきます。

それでは、資料の3ページのほうから御覧ください。まず、資料1-1、29年度第一種動物取扱業（種別「販売」）における動物由来感染症調査結果です。調査対象については、都内で販売の登録を受けている取扱業者のうち8施設を対象といたしまして、犬、猫の合計88頭、うち糞便80検体、被毛76検体について病原体保有実態調査を行いました。

調査実施期間については御覧のとおりです。

検査項目及び検査方法についてご説明します。まず、飼養実態調査ですが、動物の飼養状況等について現場での聞き取り等を行いました。次に、病原体の保有状況調査ですが、検査項目及び検査方法については、その下の表1にあるとおりになります。

実施機関ですが、健康安全研究センターで検査を行っております。

次のページを御覧ください。結果です。飼養実態調査については、その下の表2にあるとおりです。施設C及びDにおいて、動物で体調異常のものが一部含まれております。

(2)の病原体保有状況調査ですが、まず糞便の検査結果は、その下の表3のとおりです。犬60検体について、陽性となったものは、カンピロバクター・ジェジュニが2検体、病原大腸菌E T E Cが5検体、E P E Cが1検体、ジアルジアが17検体でした。猫については、20検体のうちサルモネラが1検体、病原大腸菌のE T E Cが1検体、回虫が1検体、ジアルジアが2検体という結果でした。

被毛の検査結果は表4のとおりでした。犬54検体中、陽性だったのは5検体、猫は22検体中5検体という結果でした。

陽性個体への対応状況ですが、各施設において、かかりつけの獣医師による診察、治

療等が行われました。再検査についても、こちらから希望があればできますということでご案内をいたしました。いずれの施設からも再検査の希望はございませんでした。

続きまして、7ページの資料1-2、平成29年度第一種動物取扱業（種別「展示」）における動物由来感染症調査結果です。こちらについては、調査対象が動物園A及びBの2カ所、ふれあい展示に用いられている動物の糞便を対象に病原体保有状況調査を行いました。

対象施設別の検体数は表1のとおりで、動物園Aでは初回の検査でヤギ9頭、動物園Bでは初回検査にヤギ7頭を実施いたしました。再検査の部分については、後ほど説明をさせていただきます。

検体採取日は御覧のとおりで、4番の検査項目及び検査方法についてですが、次のページの表2を御覧ください。表2の検査項目、検査方法のとおりになっております。

検査の実施機関ですが、健康安全研究センターに依頼しております。

次に、結果ですけれども、表3-1に動物園A、表3-2に動物園Bの結果をまとめてあります。

まず、動物園Aの結果ですけれども、こちらは、すみません、9ページの表の4を見ながら聞いていただくといいのですが。最初の検査で、ヤギ9検体中3検体から腸管出血性大腸菌EHECが分離されました。詳細については、表4に書いてあるとおりで、4株分離されて、血清型とVT産生型は、お示ししてあるとおりです。この他にヤギの別の個体No. 1という個体から、菌株はとれなかったのですが、VT遺伝子を検出してあります。

この検査結果を受けて、動物園Aでは、飼養している全てのヤギ、ヒツジ14頭の糞便を再検査をいたしました。これらについての詳細は、ちょっとページがあちこちして申し訳ないんですが、10ページの図1を御覧ください。こちらを見ながら聞いていただくとちょっとわかりやすいので。検査結果を受けて、動物園Aでヤギ、ヒツジ14頭全ての糞便を再検査しました。再検査は2回実施しております。再検査①、②の部分です。そして①の部分でVT遺伝子が検出されました。それ以外は、全て陰性でした。この再検査の結果を受けて、VT遺伝子が検出されたヤギ1検体のみ、再度除菌確認検査を実施したところ、陰性となりました。薬剤感受性試験を行ったところ、菌株はいずれも感受性を示しました。こちらは表5に結果をまとめてあります。

動物園Bの検査ですが、こちらは初回の検査で病原体は分離されませんでした。

9ページの下の方の7、調査結果への対応に入ります。病原体陽性であった動物については、国のガイドラインに基づいて、A動物園の自主管理措置として対応をしていただきました。

次のページに行きます。まず、EHEC陽性個体への対応ですが、このA動物園では、飼養している全ての動物に対して治療を実施しました。そして、陽性であった3個体とVT遺伝子を検出した1個体の計4個体については除菌が確認されるまで隔離をして、

ふれあい展示には用いておりません。治療については、除菌プログラムに従って行いました。除菌プログラムの内容は、図1の2日目の部分を御覧ください。ヤギNo. 1のみ最後に除菌確認検査を実施したところ、VT遺伝子が検出されなかったため治療を終了し、最終的に隔離を解除しております。

10ページの最後の(2)動物と接触する人に対する注意喚起の部分ですが、A動物園では、日ごろから来園者に対して手洗い等の徹底を注意喚起しておりました。

○貞升座長 一旦ちょっと切ってもよろしいですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 切りますか、わかりました。

○貞升座長 ちょっと複雑になってきますので。

すみません、ここまでで事務局の説明に関して、ご質問等ございますでしょうか。

○大西委員 この7ページ目の動物園AとBについてお教えいただければありがたいのですが、動物園Aと動物園Bというのは、規模はどの程度の動物園なのでしょうか。1日の来場者数とか飼っている動物、大体でいいんですけど。特にAのところを知りたいのですが。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 データをお調べします。お待ちください。

○貞升座長 今の資料1-1に関しては、販売です。1-2に関しては展示ということですが、それで、どちらも同じような検査をしているのですが、1-1のほうに関しては病原大腸菌でもE TEC、E PECが出ていて、展示のほうはE HECが出ているのですが、すみません、事務局のほうから、その辺の簡単な説明をお願いしてもいいですか。

○健康安全研究センター微生物部研究員 では、説明いたします。病原大腸菌E TEC、E PEC、E HECと三つあるのですが、E TECについては毒素原性大腸菌ということで、耐熱性毒素ST、もしくは易熱性毒素LTというものを産生する大腸菌になっています。E PECについては、病原血清型大腸菌という名前です。腸管上皮への接着因子を持っている大腸菌になっています。E HECは、ベロ毒素、志賀毒素とも言いますが、を産生する大腸菌ということで、主要血清型でいうとO157とか、O26とか、そういうものがあります。

○貞升座長 じゃあ、もう一点、VT遺伝子が見つかったのが全部で四つということなんですけど、No. 1はVT遺伝子だけで腸管出血性大腸菌が確認されないということは、どういうことが考えられるのでしょうか。

○健康安全研究センター微生物部研究員 ベロ毒素の遺伝子を持っている菌が糞便中にあるということで、それが大腸菌なのか別の菌なのかは、わからないのですが、そういう遺伝子を持っている菌がいる可能性があると考えられます。

○貞升座長 ありがとうございます。規模の方はいかがでしょうか

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 お待たせいたしました。

○貞升座長 ありがとうございます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 A動物園ですが、ちょっと具体的なデータはないのですけれども、子供向けの小さめの動物園です。余り規模は大きくないというイメージでよろしいでしょうか。

○貞升座長 Bもそうということですよ。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 Bは、もう少し大きいです。

○大西委員 Bの方が大きいんですか。

○貞升座長 よろしいでしょうか。

○大西委員 結構です。

○貞升座長 他に何かございますか。

それでは、また後ほどでも構いませんので――佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 販売のほうの猫の質問ですけれども、C施設において猫1頭脱毛というふうに書かれていますけれども、この脱毛している猫から皮膚糸状菌が分離されたという理解でよろしいでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 その理解で結構でございます。

○佐藤委員 それ以外は、脱毛所見はなかったということですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありませんでした。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○貞升座長 他にいかがでしょうか。

それでは、また後ほどでも構いませんので、資料2のご説明をよろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、続きまして、資料1 1ページ、資料2の平成29年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果についてご説明をいたします。

事業概要について図が書いてあるのですけれども、この図の流れのとおりでして、獣医師会に業務の一部を委託して実施しております。そして、必要に応じて確定の検査を健安研で行うという形になっています。

まず、ページ下のほうの1番、モニタリング調査から御覧ください。実施期間ですが、平成29年度の1年間にわたり実施をしております。対象動物は、指定動物病院を受診した犬、猫ということで、調査する項目は表の御覧のとおり、犬、猫それぞれに項目が設定してあります。調査の方法ですが、指定動物病院、これら20病院から、月ごとの診察頭数と調査項目に感染していると診断した頭数の報告を受けるという形で行いました。

次に、2のサンプリング調査ですが、実施期間はモニタリングと同様、1年間で実施をしました。調査対象と検体数は、指定動物病院のうちの病原体定点6病院というのを決めて、飼い主さんから了承を得られた犬及び猫の糞便について検査を行いました。検査項目については、今回から変更しております。表に書いてあるとおりです。調査方法については、病原体定点病院から民間の検査機関に便の検査を依頼していただき、検査

結果の報告を受けるという方法で行いました。

調査結果ですけれども、頭数としては、モニタリング頭数は犬が7万8,882頭、猫が4万4,160頭のデータを集めることができました。

まず、犬の診断状況ですが、この受診した犬のうち47頭について、何らかの感染症が診断されました。その内訳は、表1のとおりになります。13ページに行きまして、猫の状況ですが、猫は受診した4万4,160頭のうちの119頭で、何らかの感染症が診断されております。内訳については、表2のとおりとなっております。

続きまして、14ページ、サンプリング調査ですが、こちらは犬90頭、猫86頭について糞便の調査を実施いたしました。調査結果については表3のとおりで、大腸菌と大腸菌O抗原が陽性になっているものがあります。検査機関で大腸菌O抗原陽性となった菌株については、健康安全研究センターに菌株を送付していただき、毒素産生性試験を行って、腸管病原大腸菌の病原因子の有無を確認いたしました。この結果、病原因子が陽性となった検体はありませんでした。その検査については、次のページの表4にお示ししてあるとおりです。

動物病院については、以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

資料2に関してです、犬については7万6,000頭、猫については4万5,000頭です。サンプリングとしては、猫は86、犬は90ということですが、ただいまのご報告に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

○今岡委員 サンプリング調査のところですが、検査したものについては、区部、何頭、多摩部、何頭と出ているので、結果のほうも、できれば区部と多摩部で差はなかったとか、区部の方が多かったとか、パーセンテージとして多かったとか、そういう一言だけでよいので入っているといいかなと思います。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

他にいかがですか。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 この販売施設のほうで、ジアルジアというのがかなり高率に分離されているにもかかわらず、実際にペットとして飼養されている動物からはもうほとんど出てこないというわけですが、これは、私もその現場にいる者として、ちょっとよくわからない部分ですので、何かこの理由というのが、成長とともに自然に淘汰されてしまうのかどうかという、そのあたりはどうなのでしょう。

○貞升座長 その辺どうですか、何かありますか。村田委員、お願いします。

○健康安全研究センター微生物部主任研究員 モニタリング調査のほうは、症状があつて病院にかかっていると思うので、症状のないものも行うとまた結果が違ってくるのかなと思うのですが、成長につれジアルジアの寄生率が減ってくるかどうかは、わか

りません。

○貞升座長 あと感染力が結構強いんですかね。群飼いしていた方が、ひょっとするとみんな感染するということもあるのかなと、その辺は、何かエビデンスはないんですか。今後を含めて、何か資料があれば見つけていただければと思います。

○健康安全研究センター微生物部主任研究員 ブリーダーとか、そういった関係についても調べられればいいのですけれども、そこら辺まではわかりません。

○貞升座長 ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

次の資料3のご説明をよろしくお願ひします。動物愛護相談センターの動物由来感染症調査結果についてです。よろしくお願ひします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 動物愛護相談センター、原です。座らせていただいて、このままお話をさせていただきます。

平成29年度動物愛護相談センター動物由来感染症調査結果についてです。資料3です。

昨年度3月にご報告させていただいたものに、実は猫の検体が1頭ふえただけなのですが、対象及び規模、犬10頭、延べ検体数11、猫63匹、延べ検体数83の糞便と犬3頭、猫40匹の虫体を検査しました。

方法については資料のとおりです。

結果です。犬糞便11検体からは、寄生虫の卵は見当たりませんでした。猫糞便83検体から16検体、中身としては瓜実条虫、猫回虫、イソスポラ属の16検体が見つかりました。虫体に関しては、犬3頭からは一切見つかりませんでした。猫40頭のうち5頭から、瓜実条虫と猫回虫の虫体が検出されました。

それと昨年度、調査研究発表会のほうでご提示させていただいたんですが、狂犬病臨床研究会様及び国立感染症研究所獣医科学部のご助言・ご指導のもと、猫を用いた新たな脳摘法の検討というのを行いまして、先週7月12日、さいたま市で、平成30年度全国動物管理関係事業所協議会関東甲信越静岡ブロック大会において、猫を用いた新たな脳摘法の開発と保定方法等の検討ということで発表させていただきまして、最優秀賞をいただきました。10月に行われる全国大会に出させていただきますようになりました。狂犬病臨床研究会様及び国立感染症研究所獣医科学部の皆様に、この場をおかりして御礼申し上げます。ありがとうございました。

○貞升座長 それでは、ただいまのご報告に関しまして、詳細結果に関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。犬と猫の犬11頭、猫83匹の糞便の検査、それから虫体の検査ということです。あと、脳摘法の新しい検討で最優秀賞をいただいたということです。

どうぞ、今岡先生。

○今岡委員 この猫の糞便と、あと猫の虫体確認のところの寄生虫は、これは多い順です

か。例えば猫糞便、陽性数16で寄生虫2、瓜実条虫、猫回虫、イソスポラ属というふうになっているのですけれども、16匹全部がこれを持っていたということではないと思うので、例えば瓜実条虫は何匹、猫回虫は何匹とかいうような数が入るといいと思うのですけど。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 すみません、これは多い順ではなく、瓜実条虫が1検体、猫回虫が14検体、イソスポラ属が1検体ということなんで、順番をかえた方が、多い順にかえておいた方がいいでしょうか。

○貞升座長 いや、数をいただければ、それでいいかなと思います。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい、わかりました。

○貞升座長 猫回虫が一番多かったという形になるんでしょうか。先生、それでよろしいですか。

○今岡委員 そうですね。

○貞升座長 他に何かございますでしょうか。

どうぞ、佐藤先生。

○佐藤委員 前回お願いをしたと思ったんですけれども、犬の場合のエキノコックスが陰性であるという報告は記載しておいた方がいいんじゃないかというふうに発言した記憶があるんですが、いかがでしょうか。エキノコックス、検査をしていらっしゃるのですよね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 すみません、ちょっと私の手持ちの資料になかったもので、申し訳ございません。

○貞升座長 エキノコックス卵は、犬回虫とか、瓜実条虫とか、イソスポラを見る段階でひっかかってくるんですか。

○健康安全研究センター微生物部主任研究員 顕微鏡検査には、直接塗抹法や飽和食塩水法などがあり、健安研ではMGL法を行っています。それぞれまた検出率は変わってくると思うのですけれども、何かしら虫卵があればわかると思います。

○貞升座長 ということは、もしあれば検査でひっかかると。

○大西委員 私の記憶だと、MGLでもひっかかると思うんですけれども、見た段階でエキノコックス卵か、それともその他の条虫卵か、テニアの条虫卵か、区別はなかなかつきがたいんじゃないかなと思いますけれども、何かしらの虫はいるぞと、テニア属の条虫卵はいるぞということはわかるんですけども、それが、その他エキノコックスも、よく外見上は区別がつかないと思うので、エキノコックスの虫卵か、それともその他の寄生虫卵か条虫卵かというのは、ちょっと区別がつかない、ぱっと見には区別がつかないかなと思います。

○佐藤委員 それを踏まえまして、確認したと思いますが、もし、城南島で条虫卵が出た場合、テニア属の条虫卵が出た場合には、健安研で確定的な検査をするというようなお話を受けたような記憶があります。だから、そういうシステムがあるんだということも

都民の方々に周知して、安心をしていただくためにも、この条虫卵は、エキノコックスは陰性ですということの記載をしておいた方がいいんじゃないですかというふうに申し上げたのです。

○貞升座長 恐らく犬の便の検査ではなかったということですので。それで、今のお話を聞いていると、もしあった場合には、型別はできないけども何かしらあったという結果になっていると思いますので、その場合には、また改めて健安研のほうに検査依頼をしていただいても構わないし、相談していただければと思います。

昨年の担当の方のお話では、エキノコックスもなかったよという記載がもしないのだったら、そういう記載にしてくださいという認識だったんですよね。であれば、次回からそのような形の記載を考えていただければと思います。特に問題がありますでしょうか、その辺に関しては。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 いや、大丈夫だと思いますが、資料を確認したいと思います。

○貞升座長 大丈夫なのであれば、そのような形で公開のときにもそのような形での検討をしていただければということで、よろしいですかね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

○佐藤委員 すみません、ちょっと余計な話ですけども、臨床の現場でも、愛知県でエキノコックスは陽性が出たというお話のときには、やっぱり飼い主の人から、東京は大丈夫なんですかねというお話は、どうしても飼い主のほうから聞かれるんです。そのときに、このホームページ、東京都を見てくださいと、エキノコックスは陰性と出ているでしょうというふうに言うことができると、すごく安心してもらえる。

○貞升座長 おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

1点、すみません。ちょっと興味の問題でお聞きしたんですけども、猫の新たな脳摘法というのは、猫特有ですか、ほかの動物種にもできるのでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 抄録とか、そういう資料のほうには、佐藤先生も出されていますが、いろんな方法があるんですが、一長一短ありまして。猫の場合は、まだ頭蓋骨がやわらかいというのがありますので、それでこの方法がやりやすいと。

○貞升座長 猫の場合に、ということですね。ほかに何かございますか。

○佐藤委員 その点について、ちょっと追加なのですけども。

○貞升座長 佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 猫の頭部横断法という方法につきまして、ちょっと私も少しそこにかんているものですから、そこでちょっと申し上げると。猫の頭蓋骨というのは、小脳テントが非常に発達をしているので、通常の犬の場合で円周に切って取り出す方法をやるとすると、さらにもう一回小脳テントのところを切らなくちゃいけないというような煩雑さといえますか、それが邪魔して非常にとりにくいという特徴があります。これはハクビシ

ンなんかも同じで、その小脳テントが非常に発達をしている、小脳がすごく発達しているというイメージでしょうか。ですから、そこの特性を乗り越えた方法をやらないと、現場では混乱してしまうだろうなというふうに思っておりまして、東京都さんで開発されました、頭頂部矢状開頭法というのは、その辺を上手にクリアしている方法だなとは思いました。

○貞升座長 ご説明、ありがとうございます。

それは、その脳出しの関連でもある資料4の説明をよろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、19ページの資料4、平成29年度狂犬病調査結果についてご説明をいたします。

こちらは、国の実施要領に基づきまして、都内の犬や野生動物を対象として調査を実施いたしました。

調査対象ですが、国の要領に基づいて、動物をA群、B群、C群、危険度によって分類をしております。

検体採取日については書いてあるとおりなんですけど、頭数は犬がC群が4頭、野生動物はタヌキ、B群が1頭です。

調査実施機関ですが、犬については動物の選定と検体採取、搬入は動物愛護相談センターが実施し、狂犬病ウイルスの遺伝子検査を健康安全研究センターで実施いたしました。

20ページに行きまして、野生動物についてですが、狂犬病ウイルスの遺伝子検査、抗原検査については健康安全研究センターで実施をいたしました。検体の提供について、環境局の自然環境部計画課に提供をしていただいております。

4の調査結果ですが、犬及び野生動物の脳検体を用いた狂犬病ウイルス遺伝子検査及び抗原検査の結果は、表1のとおりとなっております。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。犬4頭、タヌキ1頭ということで、全て検査結果は陰性ということで。これは、厚生労働省かどこかに報告されているということですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 報告しております。

○貞升座長 ありがとうございます。

資料4について、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

これ、野生動物としては、タヌキに限るんですか。例えばハクビシンとかはやらないとか、何かあるんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 やらないという前提ではないのですけれども、まだちょっとタヌキで練習中といいますか、もう少し経験を積みたいなということで、タヌキをお願いしているような状況です。

○貞升座長 わかりました。ありがとうございます。

どうぞ、佐藤先生。

- 佐藤委員 犬の確定検査で、遺伝子検査のみという理由を教えてください。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 事務局からで、私からでいいでしょうか。
- 貞升座長 よろしく申し上げます。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 国のほうの検査のガイドラインで、検体はマイナス80度で保存してというところがありまして、ちょっと犬の検体ではそれがクリアできないところがあるものですから、正しい結果が得られる保証がないということで、実施はしておりません。
- 佐藤委員 ちょっと不勉強ですけども、このゴールドスタンダードというのは、蛍光抗体法ではなかったのでしたっけ。どちらでも、もう今はいいんですか。
- 貞升座長 これは全世界的なゴールドスタンダードを見ると蛍光抗体法なんですけども、実際にやってみると疑陽性が結構光ってしまう場合があります。感度的には、リアルタイムPCRの方がとてもいいので、リアルタイムPCRを先行させているということです。

蛍光抗体法をやるためには、採ってすぐ脳のスタンプをしなきゃいけないので、その辺の保存状況がなかなか難しいということがあります。だから、蛍光抗体法をやるのは、WHO的というか、全世界的には必須なんですけども、実際の感度はRT-PCRの方がいいということで、ご理解いただければと思います。保存状況が難しいので、保存がうまくいったときには、蛍光抗体法もあわせてやるというような理解でいます。

去年、それがちょっと問題となりました。去年も、実は健安研等関係者と話したときに、その辺が問題になったので、また解決に向けてちょっと今話し合っている最中ですので、解決できたらいいなと思っているところです。ただ、実際的な必要性としては、リアルタイムPCR法を考えた方が、私はいいと思っています。本当に感染しているかどうかの判断に関しては、蛍光抗体法では多分判断ができないので、リアルタイムPCR法のほうを先行させた方が、圧倒的にいいと思っています。

事務局、何か追加ありますか。いいですか。

ほかに何かありますでしょうか。資料1から資料4まで全てでも構いませんので、よろしいですか。

そうすると、これはまとめ的には、ホームページの掲載をするという形になりますかね。よろしいですか。

どうぞ、源先生、どうぞ。

- 源委員 資料10ページの除菌確認プログラムのところで、陰性確認というところで抗生剤投与終了後48時間以上経過した後に24時間以上の間隔をおいて連続2回とあるんですけど、これ当時の厚生省の手引きというのは人向けのもので、かなり昔の平成10年前後ぐらいのだったかと思うんですが。

1点確認なんですけれども、このヤギ、陽性に出たものも、いずれも無症状ということでもよろしいんですよね。

人の場合は、無症状だと陰性確認って1回しかしないんですけれども、このケースの場合はふれあい動物で、人への感染を防ぐためにより厳しい基準でこのように陰性確認したという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○貞升座長 どうぞ、事務局、よろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 人のものを準用しているというところで、動物での除菌の確立したのももなく、念のためにということで、より厳しいほうでやっているというところですよ。

○貞升座長 今回の動物園の先生は、事務局の提案どおりやっていたているようなのですが、過去には、お願いしますといってもやってくれない場合もあって、その辺は、やはり強制できるものではないので、かなり事務局が頑張っていた結果というふうに私は理解しているのですけども。

それでは、どうぞ、佐藤先生。

○佐藤委員 そのことに関連してなんですけれども、この10ページの(1)のところ、A動物園では、飼養している全てのヤギ、ヒツジに対して治療を実施したとありますが、これはまあ、その前のページにA動物園の自主管理措置ということですから、東京都が何か口出しをしたという訳ではないんでしょうけども、何か全然無駄なことをやっているかなという感じがするんですけれども。それに抗生物質の乱用みたいな感じがしますよね。その辺は、ちょっと逆に忠告した方がいいんじゃないかなという気がいたしました。

それから、前回の会議のときに、同じページの(2)のところの注意喚起の部分についてお願いをしたと思います。つまり掲示板にただ掲示をするだけではなくて、人がそこに立って、来園者に実際に指導をすると、これがとても大切なんじゃないかというお話をさせていただきました。それで、何かこういうふうな書き方がされているのかなという気がしましたけれども、B動物園ではどうだったのかという記載が、ここにはないようですね。これはどうなのかなというのが一つ気がかりなところですよ。

(1)の部分、全頭治療ということと、それから(2)のB動物園についてはどうなのかなということについて教えてください。

○貞升座長 全世界的に薬剤の耐性の問題が出ていまして、佐藤委員のご指摘のように、抗生物質の乱用というのはなかなか難しい問題が生じる場合があるので、できるだけ使わないようにという形で動いていますので、ある意味とてもご指摘のとおりだと思いますけど。

大西先生、その辺は。

○大西委員 人の場合を参考にすれば、佐藤先生が言われたようなことで、これを人間に当てはめたとしたら、明らかに抗菌剤の乱用ということになると思います。動物も人間も一緒にして考えてしまえば、やはりAMRで非常に皆さんそちらに向かっているご時世でもあるので、今、佐藤先生が言われたように、これは東京都としても余り望ましい

使い方ではございませんよと、軽くそこの施設にお話をされるのがいいような感じがします。

○貞升座長 ありがとうございます。それでは、その辺はよろしく申し上げます。どうぞ。

○今岡委員 今についてなんですが、思うのは、1回検査をして陰性であったと。その同じ群の中に陽性が4頭いたといった場合に、その1回目の検査で陰性であったものについては、もうずっと陰性だということは何もしなくていいのか。検査をしたときには出なかつただけという可能性がゼロではないと思うので、個人的には投薬ではなく、期間をあけて、もう一回検査をしてほしいかなという気はするんですけども、どうなのでしょう。

○貞升座長 恐らく、そうですね、その辺はなかなか難しいんですかね、いかがでしょうか。できる限り、今年度もまた調査が始まっているところで、そういった出た場合には、今のご意見をいただきながら、投与量に注意しながら、後は検査を満遍なくできるようなことをちょっと考えていただければいいかなとは思いますが、事務局、何かございますか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 なかなか動物園ごとの飼養環境というのもあって、1頭1頭管理、もともとできてないという状況もありますので、その中で何頭もいる動物を最初に一気に検査することも、ちょっと容量的にできず、何頭かやったら出てしまったので、治療も全部みたいな、そんな流れもあったんです。

ただ、やっぱりおっしゃるとおり抗菌剤乱用にもなってしまうので、ちょっとその辺のバランスも考えつつ、いい方法を探っていきたいと思います。

○佐藤委員 僕も、反すう獣についての専門家ではないので、余り踏み込んだことは言えないんですけども、このO157とかそういう病原性大腸菌というのは、反すう獣にとっては、言ってみれば普通に出ているお話で、陽性が出たら、私たちとしては、それは放っておいていいですよという訳にはいけないから、駆除、除菌プログラムで除去をするということになってしまうんでしょうけども、むしろ大切なのは、そういう動物なんだよということを前提とした対応、接触の仕方をしていくということが非常に大切であって、それで手洗いということについて徹底をしていくという方が、より現実的で、また安全で、いろんなことについて理にかなっている方法ではないかと思います。ここを無視してしまつては、何か感染源だというふうな見方をしていくと、これはもうエンドレスの話になってしまいますよね。そんなことを大声で言い始めると、危ないからやめてしまえという話になりかねないです。そうではないんだということが大切どころじゃないかなという気はするんです。

○貞升座長 ありがとうございます。とても貴重なご意見だと思いますので、それを踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

一応、毎年、反すう獣からEHEC等が出ているんですが、人の感染例に近いような型というのはほとんど出てないので、ある意味これらの病原体が人に行っているという

エビデンスは、我々はつかめてないので、そういう意味では、佐藤先生のおっしゃるように、明らかなここが感染源というものはないんですが、今までの経緯を見ると、出たときには治療をすべきだというふうなところもありますので、最近AMRもありますので、その辺のバランスを考えながらということにならざるを得ないかなとは思いますが。

事務局、いかがですか。先ほどの答えですか。じゃあ、よろしく申し上げます。どうぞ。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 すみません。先ほどのB動物園での手洗い等の指導についてですが、手洗いの注意喚起の看板はありまして、液体石けん等の設置もしてあることを確認しています。ただ、これは去年の調査でしたので、実際にどこまで人がついて指導しているかというところまでは、踏み込んで調査をしておりませんでしたので、今年度の分からは、そちらには対応しております。

○貞升座長 今回、Aからたまたま出たということがあって、Aの結果だけ示しましたけども、Bに関してもやられているということですのでいいのですよね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

では、平成30年度の動物由来感染症調査計画について、1から4までの事項について、事務局からご説明をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 平成30年度の調査計画については、前回の検討会でご意見をいただきまして、それに基づき、事業実施を始めているところです。各事業について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、21ページ、平成30年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画について説明をいたします。こちら販売業と展示業の施設を対象に昨年度も行っているもので、今年度も同様に実施しますというものです。それぞれについて、簡単に御説明します。

23ページを御覧ください。まず、別紙1が販売についての調査です。対象業者は、ペットショップ等の販売業10から15施設程度。

対象動物は、昨年度同様、犬、猫の糞便と被毛ということで、検体数としては合計で80頭、糞便、被毛をそれぞれとるという計画を立てております。実施期間と検査項目や検査方法については、御覧のとおりで昨年度との変更点はございません。

めくっていただきまして、検査実施は健康安全研究センターに依頼をいたします。そして陽性検体検出時の対応ですが、書いてあるとおりなのですが、(5)再検査についてのご案内もいたします。希望する場合は、状況に応じて行いますということをお知らせしています。

続きまして、25ページの別紙2です。展示業における調査計画になります。

調査対象施設は、ふれあい展示を行っている動物園2施設ということで、今年度は昨

年度とはまた別の動物園 2 施設について調査を実施いたします。

実施の期間及び規模については御覧のと通りの予定となっていますというか、もう始まっているんですけども、御覧のとおりです。

対象動物については、過去の調査で病原体検出率の高い反すう獣やブタなどを対象とすることにしています。

業務分担の中で、検査の実施は健康安全研究センターにお願いをいたします。

採取方法や実施方法等、検査項目は御覧のとおりで、昨年度と変更はございません。

26 ページにまいりまして、陽性検体検出時の対応ですが、こちらはガイドラインに基づいて対応するということになりませんが、先ほども先生方から御助言をいただきましたので、対応方法、動物園の助言の内容については、内容を検討していきたいと思えます。

検査結果の取扱いですが、結果については次回のこの会議の中で報告をさせていただきますして、都民に対する情報公開ですとか、注意喚起の方法についての検討を行います。また、動物取扱業、特に動物園のふれあい展示をしているそのほかの動物園の方々へは、本調査に基づく対応等について、責任者研修会等で紹介をする予定になっております。

佐藤先生からのご助言のあった展示施設での手洗い等の指導方法等については、調査項目の中に盛り込みまして、検体をとりにいったときに、実際にその辺もよく見て来る、聞き取ってくるということにしております。

ここで一旦切りますか。

○貞升座長 資料 6 もお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 27 ページの資料 6 は、動物病院における動物由来感染症モニタリング事業計画になります。こちらは、昨年度実施したものと内容的には変わりません。同じように、東京都獣医師会さんに一部業務を委託しまして、実施をいたします。

まず、一つ目がモニタリング調査で、動物病院を受診した犬、猫を対象とした由来感染症の調査、それを集計するという形になります。

それから、28 ページの 2 番目のサンプリング調査の部分ですが、こちらは定点 6 病院で、飼い主さんから了承を得られた犬及び猫の糞便を検体として、菌の検索を行います。

○貞升座長 では、一旦ここで切ります。ありがとうございます。

資料 5 と資料 6 のご説明をしていただきました。これら本年度の計画でございます。ほぼ昨年と同じような形になるかと思いますが、この辺に関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

○大西委員 すみません。展示施設にこだわるようで申し訳ないんですけども、今回は前回と違う展示施設をお選びになるということだったのですが、展示をする動物園のような施設というのは、都内にいくつぐらいあるんですか。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 ちょっとお待ちください。
- 貞升座長 はい、どうぞ。
- 大西委員 ぜひ知りたい。
- 佐藤委員 今、移動動物園なんかあるんですか。
- 貞升座長 業者が、ひょっとするとあるかどうかです。ああいうのを入れると、結構いかもしれないですね。
- どうぞ。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 都内でふれあい展示を行っている、で、反すう獣を飼っている、それで、都で把握している施設が17施設。
- 大西委員 その中からランダムに2カ所選ぶということですかね。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 そういうことになります。
- 大西委員 ありがとうございます。
- 貞升座長 ほかにいかがでしょうか。
- どうぞ、今岡先生。
- 今岡委員 すみません、その17施設というのは、都営とか区営とか、そういったいわゆる行政がやっている施設ですか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 自治体がやっているものもあれば、民間のものもあり、両方あります。
- 今岡委員 民間がやっているものが何個ぐらいですか、17のうち。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 数ですか。3。三つほど。
- 今岡委員 民間は3ですか。この調査の中では、そういった民間の施設も対象に願うするわけですね。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。対象の枠組としては、第一種動物取扱業の展示という登録を東京都にしている事業者を対象としています。
- 今岡委員 なるほど。
- 佐藤委員 最近、フクロウカフェとか、猫カフェとか、あれってふれあい動物になると思うんですけども、あれはこの展示施設ではないですね。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 今回の対象は反すう獣を展示している施設なんですが、展示業には含まれてきます。
- 佐藤委員 ありがとうございます。
- 貞升座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。また、後ほどでも構いませんので。
- そしたら、動相センターのほうで、平成30年度の計画をよろしくお願いします。資料7のご説明をお願いします。
- 動物愛護相談センター城南島出張所長 平成30年度動物愛護相談センター動物由来感染症調査計画。前年度3月に委員の皆様からたくさん御意見をいただきまして、ありが

とうございました。今年度の計画ですが、案にお示ししましたとおり、1としまして犬と猫の寄生虫調査、これを継続して行います。糞便検査と剖検による心臓及び消化管内の寄生虫の調査。規模としましては、犬10頭、猫100匹。ちょっと頭数が、もう少し減っちゃうかなと今思っております。

2番目として、犬と猫のダニ媒介性のSFTSウイルス、今年度は抗原のモニタリング調査を健康安全研究センター、貞升部長のいらっしゃいます微生物研究室のほうで行わせていただくようになりました。センターに収容、管理されている犬と猫のモニタリング調査ということで行わせていただきます。犬10頭、猫10匹を予定しております。

あと新規としまして、調査研究等でやっちはいるんですが、猫を用いた新たな脳摘法の検討です。また佐藤先生にはお世話になると思いますが、我々、職員に対する脳摘出の手技の実施、検討と、あとは猫を用いた安全かつ簡便な脳摘法の開発と検証を行っていききたいと思います。

結果につきましては、またこちらの会で報告させていただくとともに、調査、研究等で発表させていただきまして、その内容を精査しまして、公衆衛生獣医師協議会等外部の学会等に発表させていただきたいと思っております。

また、センターで実施する講習会、あるいは動物取扱業者への啓発資材等としても活用できたらいいと考えております。

○貞升座長 ありがとうございます。

では、続きまして、資料8もよろしいでしょうか。資料8のご説明をよろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、33ページの資料8、平成30年度狂犬病調査計画についてご説明いたします。こちら昨年度と内容は変わっておりません。国の実施要領に基づきまして、狂犬病の調査を実施していきます。

調査期間は、30年度1年間。調査対象については、A群、B群、C群に分けた中から対象のものを検査していきます。

調査実施期間等もかわらず、犬等については選定を動物愛護相談センター、検査を健康安全研究センターで行います。野生動物については、環境局自然環境部計画課から入手し、検査自体は健康安全研究センターで行います。

調査結果については国へ報告し、情報提供をするとともに、対応マニュアルへも反映させていきます。

陽性時の対応ですが、調査の結果、狂犬病と確定診断、万が一あった場合には、狂犬病予防法第8条に基づく届け出や国の報告を行うとともに、国のガイドラインに準じて疫学調査等を行って、清浄化までの対応を行っていきます。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、資料7、資料8についてコメント、ご質問等ございますでしょうか。資料8は昨年とほぼ同様というか同じで、資料7は2番と3番の部分が新たに追加されたと

いう形になると思いますが、よろしいですか。その前の資料でも構いませんので、何かございましたら。よろしいですか。

それでは、ないようですので、事務局から、今までのご検討内容を踏まえて調査を実施をお願いいたします。

それでは、事務局からその他の報告事項はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、事務局から情報提供がございます。資料の47ページの参考資料4を御覧ください。愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス感染事例についてという、本年3月の厚生労働省からの事務連絡を載せております。

エキノコックスの検査ですが、東京都では平成19年と20年の動物病院のモニタリング事業で実施しております。また、動物取扱業では、平成15年から18年度まで調査の項目として実施しております。その間陽性となった検体はありませんでした。

○貞升座長 ありがとうございます。事務局からの資料ということで情報提供という、エキノコックスですね。これエキノコックスの検査に関しては、動物関係だと健安研でできるということですのでよろしいですね。人の検査だと、感染研か旭川医大ということですかね。大西先生、何か人の事例に関して追加コメント等ありますでしょうか。

○大西委員 いえ、新しい情報はありません。

○貞升座長 検査としては、感染研か旭川医大という形ですかね。

○大西委員 あと、北海道の衛研ですね。

○貞升座長 北海道の衛研ですか。人の場合には、恐らく抗体検査が主流になるので、抗体検査で検査ということになりますので、抗原を持っているのが感染研と北海道の衛研と旭川医大ということです。動物の場合には糞便の検査が可能ですので、我々でもできるという形になると思います。

1点、質問なんですけれども、過去の調査結果で、エキノコックスの検査はやりましたが1頭もいませんでしたということは、これはホームページ上で出したりされるということですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 掲載しております。

○貞升座長 ありがとうございます。ということは、もう先生、そこを見ても、また大丈夫だよという形になろうかとは思いますが。

では、これに関しては、何かあとございますか、よろしいですか。

その他に事務局から、ご報告事項はございますか。よろしいですか。

1点、ちょっと私のほうから、一昨年度の検査成績を獣医師会冊子に投稿していたと思うのですが、あの辺の進捗状況はいかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ちょっとまだ厳しくて、アクセプトされていない状況でございます。

○貞升座長 まだ、今やりとりされているということですね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 やりとりをしているところです。

○貞升座長 よろしくお願ひします。やはり重要な情報ですので、機会をみてご発表していただけると、とてもいいことだと思いますので、先生方の意見もいただきつつ、引き続きやっていただければと思います。

その他、委員の皆様方から、ご意見、ご要望等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題は以上です。

本日は、委員の皆様方からさまざまなご意見、ご要望が出されました。事務局は本日の意見を参考にして、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。

それでは、本日の検討はこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返しします。

○環境保健衛生課動物管理担当 委員の皆様、本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。次回の検討会では、本年度の調査結果などについてまとめて、ご報告させていただきます。

次回の検討会の開催は来年の2月ごろを予定しております。日程につきましては、できるだけ早く事務局より調整させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、皆様、本日は誠にありがとうございました。

(午後3時20分 閉会)